関係法令等

1 15	ま料・農業	- 農	柯坳	、東番	譲3	会農	ままり こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう スティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティスティス	F)jii	治会	関理											
(1)	食料・農	業・	農村	·基本	法	(抄	;)													1	
(2)	食料・農	業・	農村	政策	審詞	議会	:令						•				•			3	
(3)	食料・農	業・	農村	政策	審詞	議会	:議事	事規」	則				•				•			7	
(4)	食料・農	業・	農村	政策	審詞	議会	にま	3け.	る部	会の	設置	につ	い	て			•			9	
(5)	食料・農	業・	農村	`政策	審詞	議会	農業	業共	済部	会運	営内	規								1 1	
2	家畜共済関	連																			
	農業災害	済補償	法施	i行規	則	(抄	;)													1 3	
3	奖事 関連																				
	薬事法	(抄)														•			1	1 5	

食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(抄)

第一条~第三十条 (略)

(農業災害による損失の補てん)

第三十一条 災害による損失の合理的な補てんその他必要な施策を講ずるものとする。 国は、 災害によって農業の再生産が阻害されることを防止するとともに、 農業経営の安定を図るため、

第三十二条~第三十八条 (略)

(設置)

第三十九条 農林水産省に、 食料 農業・ 農村政策審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(権限)

第四十条 大臣 の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。 審 議会は、 この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほ か、 農林 水 産 大臣 . 又 は 関係各

2 審議会は、 前項に規定する事項に関し農林水産大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。

3

七年法 和二十五年法律第二百九号)、家畜伝染病予防法 審議 会は、 律第三百五十六号)、酪農及び肉用牛 前二項に規定するもののほ か、 · 生 産 土地改良法 0 (昭和二十六年法律第百六十六号)、 振興に関する法律 (昭和二十四年法律第百九十五号)、家畜改良増殖 (昭 和二十九年法律第百八十二号)、 飼料需給安定法 (昭和二十 果樹農 法 昭昭

構造改 八年法 業振 三号)、 法 第三十八号) 営安定 法 昭昭 昭昭 興特 砂糖及びでん粉の 律第百 和 和 のための交付金の交付に関する法律 善促進法 食品 四十六年法律第三十五号)、 四十年法律第百十二号)、農業振 別 措置 循 の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。 一十二号) 環資源 法 (平成三年法律第五十九号)、 昭昭 の再生利 及び中 和三十六年法律第十五 価 格 調整に 小企業者と農林漁業者との連 用等の促進に関する法律 関する法 肉用子牛生産安定等特 興地 (平成十八年法律第八十八号)、 律 一号)、 主要食糧の 域 (昭 \mathcal{O} 畜 整備 和 産物 四十年 に関 (平成十二年 需 \mathcal{O} 獲に 給及び価格の安定に関する法律 はする法 価 法 別措置法 格安定に よる事 律第百 律 *業活: 法律第百十六号)、 九号)、 (昭和四十四 (昭和六十三年法律第九十八号)、 関する法律 動 有機農業の推 0 加工原料乳生産者補 促進に 年法律第五十八号)、 (昭 関 和 す 農業の んる法 進 三十六年法 に関 (平成六年法 律 担 する法 平 į 給金 手に 律 成 律 等 第 + 食品 卸 暫 対 律 百 (平成十 する経 定 车 第 売 八 十三 市 措 百 流 場 置 通

(組織)

第四十一条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

- 2 委 負 は、 前条第一 項に規定する事 項に 関)学識: 経 験 のあ る者 のうち か 5 農林水産大臣 一が任 命 する。
- 3 委員は、非常勤とする。
- 4 第二項に定め るも のの ほ か、 審議 会の職員で政令で定めるものは、 農林水産大臣が任 命する。

(資料の提出等の要求)

第四十二条 提出 意 見 審議 \mathcal{O} 開 会は、 陳 説明 その そ 所掌 \mathcal{O} 他 事務を遂行するため必 必 要な協 力を求め ることができる。 要があると認めるときは、 関 係 行 政 機 関 の長に対し、 資料の

(委任規定)

第四十三条 この 法律に定め るも のの ほ か、 審 議 会の 組 織 所 掌事 事務及び 運営に関 L 必要な事 項 は、 政令で定める。

 \bigcirc 食料 ·農業·農村政策審議会令(平成十二年六月七日政令第二百八十九号)

(所掌事務)

第一 条 食料 農業 農村政策審議会 (以下「審議会」という。) は、 食料 農業 農村基本法第四 1十条 12

規定するも \mathcal{O} \mathcal{O} ほ か、 エネ ルギー \mathcal{O} 使用の合理化に関する法律 (昭 和 五十四 年 法律第四十九号) 第十六条

第五項及び第六十四条第三項、 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成三年法律第四十八号)

五. 条第三項並びに容器包装に係る分別収集及び再商品 化 の促進等に関する法律 (平成七年法律第百十二

号) 第七条の 七第三 項の規定に基づきその権限に 属させられた事項を処理する。

(組織)

第二条 審 議会に、 特別 \mathcal{O} 事 項を調査審議させるため必要が あるときは、 臨時 委員を置くことができる。

2 審 「議会に、 専門の 事 項を調査させるため必要があるときは、 専門委員を置くことができる。

(臨時委員及び専門委員の任命

第三条 臨時委員は、 学識経験の ある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

専門委員は、 当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、 農林水産大臣が任命する。

(委員の任期等)

2

第四 _ 条 委員 の任期は、 二年とする。ただし、 補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨 時委員は、 その者の任命に係る当該特別の事 項に関する調査審議が終了したときは、 解任されるもの

とする。

4 専門委員は、 その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、 解任されるものとす

る。

5 臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、 あらかじめその指名する委員が、 その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議へ 会は、 その定めるところにより、 部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、 臨時委員及び専門委員は、 会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、 当該 部会に属する委員 の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、 当該部会に属する委員及び臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名す

る者が、その職務を代理する。

6 審議会は そ の定 めるところにより 部会 \mathcal{O} 議決をもって審 議会の 議決とすることができる。

(幹事)

第七条 審議会に、幹事を置く。

2 幹事 は、 関係行 改機関(の職員のうちから、 農林水産大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

第八条 審議会は、 委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、 会議を開き、 議

決することができない。

2 審議 会 \mathcal{O} 議 事 は、 委員及び 議事に関係 \mathcal{O} あ る臨時委員で会議に出席し たものの過半数で決し、 可否同数

のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審 議会の庶務は、 農林 水産省大臣官房政策課にお いて厚生労働省医薬食品局食品安全部企画 情 報 課

及び 国土交通省都 市 地域整 備 局 地 方 振 興 課 \mathcal{O} 協 力を得て処理する。

(雑則)

第十条 こ の 政令に定めるもののほか、 議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、 会長が審議会

に諮って定める。

附 則 (略)

〇食料・農業・農村政策審議会議事規則

食料・農業・農村政策審議会決定 平成 十九年 七月十二日

(総則)

第一条 業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)の運営については、食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号) 及び食料・農

(会議の招集)

第二条 会議は、会長が招集する。

(諱事)

第三条 会長は、審議会の会議の議長となり、議事を運営する。

- 2 利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。 会議は公開とする。ただし、 公開することにより、 公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の個人若しくは団体に不当な
- 3 会長は、 議事の円滑な運営を確保するため、傍聴人の退場を命ずる等必要な措置をとることができる。

議事録)

第四条 般の閲覧に供するものとすることができる。 議事録は、 般の閲覧に供するものとする。 ただし、 会議の運営に著しい支障があると認められる場合には、 会長は、 議事録に代えて議事要旨を

(臨時委員)

第五条 臨時委員は、 会長の求めに応じて審議会に出席し、特別の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

(専門委員)

第六条 専門委員は、 会長の求めに応じて審議会に出席し、専門の事項について報告を行い、又は意見を述べるものとする。

意見の陳述)

第七条 会長は、 適当と認められる者に対して、会議への出席を求め、 その説明又は意見の陳述を求めることができる。

(部会)

第八条 のは「部会」と読み替えるものとする。 第二条から前条までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、 「審議会」とある

(小委員会)

第九条 部会長は、必要あると認めるときは、 させることができる。 特定の事項を部会長の指名する委員 臨時委員又は専門委員によって構成する小委員会に付託し 調査審議

(委任規定)

第十条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

(施行期日)

第一条 この議事規則は、平成十九年七月十二日から施行する。

第二条 557. 食料・農業・農村政策審議会議事規則(平成十三年三月二十一日食料・農業・農村政策審議会決定)は廃止する。(食料・農業・農村政策審議会議事規則の廃止) 食料・農業・農村政策審議会における部会の設置について

平成19年7月12日 食料・農業・農村政策審議会決定 平成20年3月7日改正 平成20年5月15日改正 平成20年7月25日改正 平成20年7月25日改正 平成21年1月27日改正

第1条 食料・農業・農村政策審議会(以下「審議会」という。)に、次の 表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会の所掌事務は、審議会の所掌 事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 務
企画部会	食料・農業・農村基本法(平成11年法律第106号)の規定によ
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食品産業部	卸売市場法(昭和46年法律第35号)、エネルギーの使用の合
会	理化に関する法律(昭和54年法律第49号)、資源の有効な利用
	の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、食品流通構造改
	善促進法(平成3年法律第59号)、容器包装に係る分別収集及
	び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)及
	び食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法
	律第116号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活
	動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)の規定により審
	議会の権限に属させられた事項を処理すること。
食糧部会	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律
	第113号)の規定により審議会の権限に属させられた事項を処
	理すること。
家畜衛生部	家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)の規定により審
会	議会の権限に属させられた事項を処理すること。
果樹部会	果樹農業振興特別措置法(昭和36年法律第15号)の規定によ
	り審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
甘味資源部	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第10
会	9号) の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理す
	ること。
畜産部会	家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)、飼料需給安定法
	(昭和27年法律第356号)、酪農及び肉用牛生産の振興に関す
	る法律(昭和29年法律第182号)、畜産物の価格安定に関する
	法律(昭和36年法律第183号)、加工原料乳生産者補給金等暫
	定措置法(昭和40年法律第112号)及び肉用子牛生産安定等特
	別措置法(昭和63年法律第98号)の規定により審議会の権限に
	属させられた事項を処理すること。

農業共済部	農業災害補償法(昭和22年法律第185号)の施行に関する重
<u>会</u>	要事項であって、次に掲げるもの。
	1 農作物共済、家畜共済、果樹共済、畑作物共済及び園芸施
	設共済の共済掛金標準率等の算定方式に関する事項を調査審
	議すること。
	2 家畜共済に係る診療点数及び薬価基準に関する事項を調査
	<u>審議</u> すること。
農業農村振	1 土地改良法(昭和24年法律第195号)及び農業振興地域の
興整備部会	整備に関する法律(昭和44年法律第58号)の規定により審議
	会の権限に属させられた事項を処理すること。
	2 食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、
	次に掲げるもの。
	ア 国際かんがい排水委員会に関する事項を調査審議するこ
	と。
	イ かんがい排水の改良発達に関する重要事項を調査審議す
	ること。

- 第2条 <u>部会の議決は、審議会の議決とみなす。</u>ただし、部会の議決に関し他の部会との調整を要するとき又は部会の議決が食料、農業及び農村に関する総合的かつ基本的な政策に係る重要なもので審議会において審議すべきものであるときは、この限りではない。
- 2 会長は、部会の議決が前項ただし書の場合に該当すると認めるときは、 その旨を当該部会長に通知するものとする。
- 3 会長は、前項の通知をしようとするときは、関係する部会長の意見を聴かなければならない。

第3条 部会の庶務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課において処理する。

部 会	課
企画部会	大臣官房政策課
食品産業部会	総合食料局総務課
食糧部会	総合食料局食糧部計画課
家畜衛生部会	消費・安全局動物衛生課
果樹部会	生産局生産流通振興課
甘味資源部会	生産局生産流通振興課
畜産部会	生産局畜産部畜産企画課
農業共済部会	経営局保険課
農業農村振興整備部会	農村振興局整備部設計課

附 則(平成20年3月7日決定)

食糧部会は、審議会で別に定めるまでの間、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第4条第3項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することができる。

〇 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会運営内規

平成十九年十月三十日

食料・農業・農村政策審議会農業共済部会決定

第一条 食料・農業・農村政策審議会農業共済部会(以下「部会」という。)の運営については、 食料・農

業・農村政策審議会令(平成十二年政令第二百八十九号)、食料・農業・農村政策審議会議事規則 (平成

十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定。以下「議事規則」という。)及び食料・農業・農村

政策審議会における部会の設置について(平成十九年七月十二日食料・農業・農村政策審議会決定)に規

定するもののほか、この内規の定めるところによる。

第二条 議事規則第九条の規定により、 部会に家畜共済小委員会(以下「小委員会」という。)を置き、次

に掲げる事項を調査審議させる。

家畜共済に係る診療点数に関する事項

一 家畜共済に係る薬価基準に関する事項

第三条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第四条 第二条各号に掲げる事項の調査審議は、 それぞれの事項ごとに部会長が指名する専門委員が行う。

第五条 小委員会に座長を置き、 部会長が専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議の議長となり、議事を運営する。

3 座長は、 小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第六条 小委員会の庶務は、 農林水産省経営局保険監理官において処理する。

第七条 この内規に定めるもののほか、 部会の運営に関し必要な事項は、 部会長が定める。

〇農業災害補償法施行規則(昭和二十二年農林省令第九十五号)(抄)

第三十三条 める点数によつて共済事故ごとに計算される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得られる金額による。 法第百十六条第二項の損害の額は、 診療その他の行為によつて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。)の内容に応じて農林水産大臣の定

2 前項の損害の額は、当該診療その他の行為によつて組合員等が負担した費用(初診料を除く。)を限度とする

第三十四条の三 される総点数を農林水産大臣が定める一点の価額に乗じて得られる金額とする。 つて組合員等が負担すべき費用(初診料を除く。 法第百二十五条第 項第三号ロの疾病又は傷害による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額は、)のうち診療技術料等以外のものの内容に応じて農林水産大臣が定める点数によつて共済事故ごとに計算 診療その他の行為によ

② 前項の金額は、組合等が支払うべき共済金の額を限度とする。

※参照条文

農業災害補償法

第百十六条 で定める区分により農林水産大臣が定める金額を限度とする。 済掛金期間ごとに、 家畜共済に係る共済金は、次の金額とする。ただし、 個別共済関係に係るものにあつては家畜ごと及び共済掛金期間ごとに、共済金額に応じ及び前条第二項の地域別その他農林水産省令 包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごと、 組合員等ごと及び共

- によつて算定された損害の額に共済金額の共済価額に対する割合(その割合が百分の八十を超えるときは、 死亡又は廃用により支払うものにあつては、当該共済事故に係る家畜の価額により、 農林水産省令の定めるところにより、共済規程等で定める方法 百分の八十)を乗じて得た額
- 第一 疾病又は傷害により支払うものにあつては、 号又は第三号の農林水産省令で定めるものに該当するものを除く。 当該共済事故によつて組合員等が被る損害(当該共済事故に係る診療に要する費用のうち)の額に相当する金額 前条第 一項
- 2 前項第二号の損害の額は、 農林水産省令の定めるところにより、 共済規程等で定める方法によつてこれを算定する。
- ③·④ (略

第百二十五条 農業共済組合連合会の支払うべき保険金は、次の金額とする。

一·二 (略)

一 家畜共済に係るものにあつては、イ又はロの金額

イ 家畜異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八十に相当する金額、家畜異常事 故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

口 払うべき共済金のうち農林水産省令で定めるところにより当該共済事故による損害で診療技術料等以外のものに応じて算定される金額の百分の八十 十に相当する金額、疾病(家畜異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)又は傷害により支払うものにあつては組合員たる組合等が支 に相当する金額、 死亡又は廃用(これらのうち家畜異常事故に該当するものを除く。)により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の八 家畜異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額

三の二~五(略)

② { 4

(略)

〇薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)(抄

(製造業の許可)

医薬品、 医薬部外品、 化粧品又は医療用具の製造業の許可を受けた者でなければ、 それぞれ 業として、 医薬品、 医薬部外品、 化粧品又は医療

用具の製造をしてはならない。

- 2 前項の許可は、厚生労働大臣が製造所ごとに与える。
- 3 第一項の許可は、 三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。

(製造品目の変更等の許可)

- 第十八条 大臣の許可を受けなければならない。 医薬品、 医薬部外品、 化粧品又は医療用具の製造業者は、 当該製造所において製造する品目を変更し、 又は追加しようとするときは、 厚生労働
- 2 前項の許可については、第十三条から第十三条の三までの規定を準用する。

(輸入販売業の許可)

- 第二十二条 は医療用具の輸入をしてはならない。 医薬品 医薬部外品、 化粧品又は医療用具の輸入販売業の許可を受けた者でなければ、 それぞれ 業として、 医薬品 医薬部外品 化粧品又
- 2 前項の許可は、厚生労働大臣が営業所ごとに与える。
- 3 第一項の許可は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、 その期間の経過によつて、 その効力を失う。

(準用)

第二十三条 厚生労働大臣の承認を受けていないとき」と、同項ただし書中 あるのは は」と、同条第二項中「与えないことができる」とあるのは「与えないことができる。当該輸入しようとする物を外国において製造する者(その者が法 の承認を受けていないとき(外国においてその物を製造する者がその物につき第十九条の二の規定による厚生労働大臣の承認を受けているときを除く。) びに第六十八条の二の規定を準用する。 人であるときは、 「その者がその物につき次条(第二十三条において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による厚生労働大臣の承認を受けていないとき」と 「次条」とあるのは 「その者及び外国においてその物を製造する者がその物につき次条(第二十三条において準用する場合を含む。)及び第十九条の二の規定による その業務を行う役員を含む。)が第十九条の二第二項の規定に該当する者であるときも、 医薬部外品 「次条(第二十三条において準用する場合を含む。 化粧品又は医療用具の輸入販売業については、 この場合において、 第十三条第一項中「厚生労働大臣の承認を受けていないときは」とあるのは 「その者が」とあるのは「その者又は外国においてその物を製造する者が」と、)又は第十九条の二」と読み替えるものとする。 第十三条から第十九条まで 同様とする」と、第十三条の三第一項本文中 第二十条第一項及び第一 項 「厚生労働大臣 第二十一条並 同条第二

(廃棄等)

第七十条 薬品、医薬部外品、 品若しくは医療用具、第七十四条の二第一項(第七十五条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定により製造又は輸入の承認を取り消された医 第五十七条第二項(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。)、第六十五条若しくは第六十八条の六に規定する医薬品、 第六十二条、第六十四条及び第六十八条の五において準用する場合を含む。)、第五十六条(第六十条及び第六十二条において準用する場合を含む。 て貯蔵され、若しくは陳列されている医薬品、 を採るべきことを命ずることができる。 しくは陳列されている医療用具、同項の規定に違反して販売され、賃貸され、若しくは授与された医療用具、 厚生労働大臣又は都道府県知事は、 化粧品若しくは医療用具又は不良な原料若しくは材料について、廃棄、 医薬品、 同項の規定に違反して販売され、若しくは授与された医薬品、 医薬部外品、 化粧品又は医療用具を業務上取り扱う者に対して、第四十三条第一項の規定に違反し 回収その他公衆衛生上の危険の発生を防止するに足りる措置 第四十四条第三項、第五十五条(第六十条、 同条第二項の規定に違反して貯蔵され、若 医薬部外品、化粧

3 2 急の必要があるときは、当該職員に、 厚生労働大臣、 都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、 同項に規定する物を廃棄させ、若しくは回収させ、 前項の規定による命令を受けた者がその命令に従わないとき、 又はその他の必要な処分をさせることができる。 又は緊

当該職員が前項の規定による処分をする場合には、第六十九条第四項の規定を準用する。